市役所・区役所駐車場の適正利用(有料化)実施に向けた基本方針

1 現状・課題

- ◆長時間利用、目的外利用⇒不適切な利用
- ◆施設利用者のスムーズな入庫の妨げ、長時間の入庫待ち
- ◆入庫待ち待機車両による渋滞発生、周辺交通阻害
- ◆運営に要する管理経費負担
- ◆駐車場利用の有無によって、受けるサービスの違い⇒不公平感

2 課題解決に向けた方向性

- ◆市役所、区役所、併設施設利用時の自家用車利用の抑制
- ◆適正な利用の推進⇒施設利用者の利便性向上
- ◆受益者負担(駐車スペースを占有する便益)⇒不公平感の解消
- ◆民間活用による経費削減、市有財産有効活用による収入確保

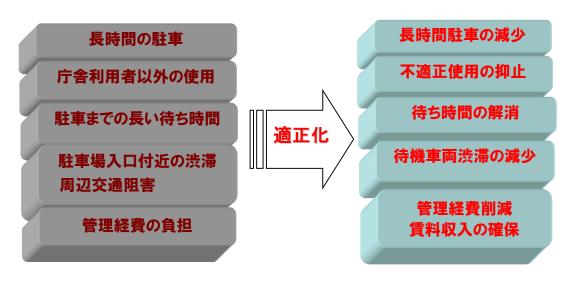
3 具体的な取組み

1 対象駐車場と対象施設

	名称	対 象 施 設		
1	市役所本庁舎	本庁舎、第3庁舎、川崎御幸ビル等、市が事務室と		
		して借り上げている市役所周辺ビル		
2	幸区役所	幸区役所、市民館、図書館、スポーツセンター、さい		
		わい健康福祉プラザ、石川記念武道館		
3	高津区役所	高津区役所、みぞのくち市税事務所		
4	宮前区役所			
5	宮前区市民館·図書館	宮前区役所、市民館、図書館、消防署		
6	宮前区役所第2			
7	多摩区役所	多摩区役所、市民館、図書館、休日夜間急患診療		
		所、北部小児急病センター、薬事センター他		
8	麻生区役所	麻生区役所、市民館、図書館、休日急患診療所他		

背景と基本的考え方

現状の課題



適正化の手段【有料化】

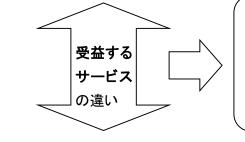
課題解決の方向性

市役所、区役所、併設の 市民館・図書館などの施設 駐車場について

- ①自家用車利用を抑制
- ②適正な利用の推進
- ③受益者負担の導入
- ④民間活用、市有財産の 有効活用

施設へ自家用車で来所

- 施設の駐車場利用
- ・限られたスペースの占有



受益者負担

⇒ 有料化

施設へ電車・バス・徒歩で来所 ・駐車場利用なし

2 駐車場の運営形態

- ◆行政財産の貸付けを受けた民間事業者が運営する民間駐車場
- ◆対象駐車場を一括貸付け、一斉に適正利用(有料化)を実施
- ◆原則24時間開場(庁舎のセキュリティ等の関係で時間を制限するものがある)
- ◆市の開催する訓練・イベントなどのため、営業停止日を設定

3 利用者の扱いと手続き

- ◆市役所、区役所及び併設施設(市民館・図書館など)の利用者は、原則 1時間無料
- ◆障害者は所要時間無料
- ◆工事用車両、機材搬入などの車両は所要時間無料
- ◆市主催会議の委員、市と連携するボランティアなどの車両は所要時間無料
- ◆無料の措置を受ける場合、市民は対応部署で必要な認証措置を受けてから精算・出庫
- ◆駐車場利用が目的の場合は、周辺より高い料金を精算・出庫

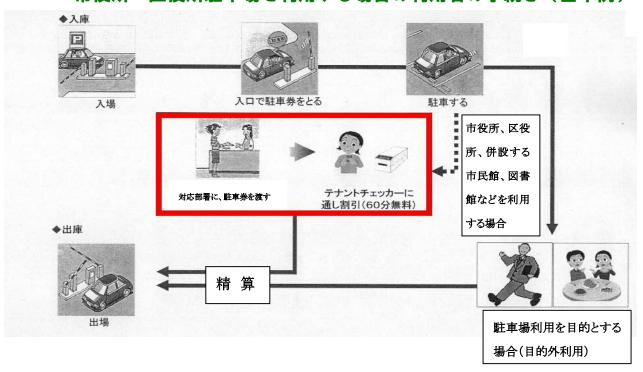
4 料金体系

- ◆民間事業者が市役所、区役所の了解を得て設定 [料金体系]
- ◆平日の市役所・区役所開庁時間帯
- ·市役所、区役所及び併設施設(市民館·図書館など)の利用者⇒周辺並み |・駐車場のみの利用者(目的外利用)⇒周辺より高い料金
- ◆早朝·夜間の時間帯⇒**周辺並み** ◆土·日、休日⇒**周辺並み**
- ◆駐車場料金設定の**参考事例**

時間•曜日	平日		土·日、休日
0:00~8:00	(周辺並み)	例:60 分 100 円	終日、周辺駐車場と 同等の料金 例:20 分 100 円
8:00~18:00	来庁者用(周辺並み)	例:20 分 100 円	
6.00** 16.00	目的外利用者用	例:60 分 600 円	
18:00~24:00	(周辺並み)	例:20 分 100 円	

いずれの曜日・時間でも、市役所、区役所、併設施設の利用者は原則1時間を無料とする。

市役所・区役所駐車場を利用する場合の利用者の手続き(基本例)



5 実施効果

- ◆目的外利用者の減少
- ◆長時間駐車の減少
- ◆待機車両による渋滞発生の減少
- ◆自家用車利用の抑制
- ◆歳出削減と歳入確保による財政効果 : 約8,000万円

6 スケジュール

◆平成20年12月9日 総務委員会へ実施に向けた基本方針とパブリックコメントの結果を

報告、公表

◆平成20年12月 実施計画の策定、政策調整会議へ付議、公表

◆平成21年1月~3月 事業者募集、入札、契約

◆平成21年5月 適正利用(有料化)実施

連絡先 財政局資産管理部資産運用課 電 話 044-200-2083